

グローバルチャレンジ奨学金実施要項

(平成30年6月14日学長決裁)

(令和4年3月25日最終改正)

(目的)

第1条 この要項は、支援基金規程（平成18年島大規則第153号）第4条第二号の事業として、長期留学や海外研修等にチャレンジする島根大学（以下「本学」という。）の学生を支援することで、本学のグローバル化の推進並びにグローバルな視野を持った人材を養成することを目的とし、島根大学支援基金（以下「支援基金」という。）から給付するグローバルチャレンジ奨学金（以下「奨学金」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において「長期留学」とは、本学と国際交流協定を締結している大学を含む海外の大学・機関等へ6月以上の期間留学することをいう。

2 この要項において「海外研修等」とは、学生自らが企画する海外留学、海外研修プログラムまたは本学以外の団体・機関が企画・実施するプログラムで、ボランティア活動または海外でのインターンシップ等を主目的とするものをいう。

(資格)

第3条 奨学金を申請できる者（以下「申請者」という。）は、本学の学部学生または大学院学生とする。

(事業費)

第4条 奨学金は、支援基金委員会の議を経て、基金担当理事から予め通知された事業費により給付する。

(長期留学に対する奨学金)

第5条 長期留学に対する奨学金の額は、渡航先により次の各号のとおりとし、第3項に掲げる審査を経て、長期留学の渡航前に給付する。なお、渡航先が複数ある場合は、最初の渡航先により奨学金の額を決定する。

- 一 アジア地域の場合 一人あたり1回15万円
 - 二 その他 一人あたり1回25万円
- 2 前項の奨学金の給付を希望する者は、島根大学グローバルチャレンジ奨学金（長期留学）申請書（別紙様式第1号）を長期留学で渡航する日の3ヶ月前までに、国際センター長（以下「センター長」という。）に提出しなければならない。
- 3 センター長は、前項に掲げる申請書の提出があったときは、国際センター会議において申請内容を審査のうえ、奨学金給付の可否を決定する。

(海外研修等に対する奨学金)

第6条 海外研修等に対する奨学金は、一人あたり1回5万円とし、第4項に掲げる選考を

経て、海外研修等の終了後に給付する。なお、海外研修等に対する奨学金の給付は、本学の学部学生として在学中または大学院学生として在学中に、それぞれ一人1回限りとする。

- 2 前項の奨学金は、公募により給付希望者を募集する。公募は、センター長が各年度前期・後期1回ずつ実施し、1回あたりの奨学金給付対象者は10名以内とする。
- 3 前項の公募に応募する者は、島根大学グローバルチャレンジ奨学金（海外研修等）申請書（別紙様式第2号）を、予め指定する提出期限までにセンター長に提出しなければならない。
- 4 センター長は、前項に掲げる申請書の提出があったときは、国際センターア会議において給付対象者を選考する。

(決定通知)

第7条 センター長は、第5条第3項による審査及び前条第4項による選考の結果を島根大学グローバルチャレンジ奨学金審査（選考）結果通知書（別紙様式第3号）により、申請者へ通知するものとする。

(奨学金の取消し等)

第8条 奨学金の給付対象となった者が、次のいずれかに該当する場合は、奨学金を給付しない。

- 一 奨学金を給付されるまでに退学または転学したとき
 - 二 奨学金を給付されるまでに懲戒処分を受けたとき
 - 三 海外研修等に対する奨学金の給付対象となった者が、次条に掲げる報告書を提出しないとき
 - 四 前各号のほか、申請書への虚偽の記載など奨学金の給付対象者として不適当な事実が明らかになったとき
- 2 奨学金の給付を受けた者が、次のいずれかに該当した場合は、給付済みの奨学金を返還しなければならない。
 - 一 渡航前に退学または転学したとき
 - 二 渡航前に懲戒処分を受けたとき
 - 三 長期留学に対する奨学金の給付を受けた者が、帰国後、次条に掲げる報告書を提出しないとき
 - 四 前各号のほか、渡航を取り止めたとき、または申請書への虚偽の記載など奨学金の給付対象者として不適当な事実が明らかになったとき

(奨学金給付対象者の責務)

第9条 奨学金給付対象者は、次の責務を負う。

- 一 奨学金の給付対象となった長期留学または海外研修等が終了したときは、速やかに島根大学グローバルチャレンジ奨学金報告書（別紙様式第4号）をセンター長に提出しなければならない。

二 各種広報誌及びパンフレット等に掲載する奨学金の給付対象となった長期留学または海外研修等に関する記事の原稿作成

三 前各号のほか、支援基金の広報活動等への協力

(事務)

第10条 本奨学金に係る事務は、関係する各部、課及び事務部の協力を得て、企画部国際課において処理する。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年6月14日から実施し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年4月26日一部改正）

この要項は、平成31年4月26日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年9月2日一部改正）

この要項は、令和2年9月2日から実施する。

附 則（令和3年5月6日一部改正）

この要項は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和4年3月25日一部改正）

この要項は、令和4年4月1日から実施する。